

関財金調第151号
平成23年3月25日

(商工団体(別紙一覧のとおり)) 殿

関東財務局長 森川 卓也

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる
災害に対する金融上の措置等について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた貴下会員の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

金融庁及び関東財務局は、本年3月11日に発生しました平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に関して、被災地域における金融システム及び地域経済の維持・安定を図るため、別紙のような金融上の措置を講じたところであります。

つきましては、貴連合会(商工会議所)におかれましては、年度末の中小企業金融のより一層の円滑化を図る観点から、上記金融上の措置(別添「中小企業の皆さんへ!」)を傘下会員の方々に周知して頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(注) 金融上の措置や金融機関との取引に関して不明な点がある場合は、関東財務局またはお取引金融機関にお問合せ下さい。

(本件に関する照会先)

関東財務局理財部金融調整官

TEL 048 (600) 1275

(別紙一覽)

商工会議所連合会（5団体）

茨城県商工会議所連合会 会長	栃木県商工会議所連合会 会長	千葉県商工会議所連合会 会長
長野県商工会議所連合会 会長	新潟県商工会議所連合会 会長	—

商工会連合会（5団体）

茨城県商工会連合会 会長	栃木県商工会連合会 会長	千葉県商工会連合会 会長
長野県商工会連合会 会長	新潟県商工会連合会 会長	—

中小企業団体中央会（5団体）

茨城県中小企業団体中央会 会長	栃木県中小企業団体中央会 会長	千葉県中小企業団体中央会 会長
長野県中小企業団体中央会 会長	新潟県中小企業団体中央会 会長	—

(別添)

中小企業の皆さんへ！

政府は、被災された皆様のため、金融機関に対し、以下を内容とする要請を行っておりますので、まずは金融機関にご相談下さい。

- 今回の災害の影響を直接、間接に受けている中小企業からの借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入の申込みについて、できる限り応じること。

借入申込み時の提出書類等を必要最小限のものとする事。

- 災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡りとしなないこと。

(注) 手形には「災害による」旨の記載をした「不渡付箋」が貼られますが、手形交換所規則に基づく不渡処分（不渡報告への掲載及び取引停止処分）は猶予されません。

- 預金の払戻しについて、通帳等を紛失した場合でも、弾力的かつ迅速な対応を行うこと。

- 保険金の支払いについて、できる限り迅速に行うこと。
(損害保険・生命保険)

詳細については、別添をご覧ください。

関東財務局・金融庁

(別紙)

東北地方太平洋沖地震にかかる金融上の措置 (23. 3. 25現在)

1. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について
2. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について
3. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について
4. 長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について(新潟財務事務所)
5. 長野県北部の地震にかかる災害に対する金融上の措置について(長野財務事務所)